

マージン率等に係る情報提供

株式会社ユーベスト

労働者派遣法第 23 条 5 項に基づき、下記情報を提供します。

(対象：2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

記

- 令和 3 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 8 人
- 令和 2 年度 派遣事業所数 (実績) 2 件
- 令和 2 年度 労働者派遣に関する料金の平均額
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算)) 25,000 円
- 令和 2 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 16,000 円
- 労働者派遣に関する料金の平均額から
派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 36.0%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口：03-5452-2368

| 種類 | 対象となる 派遣労働者 | 方法 | 実施主体 | 一人あたりの 平均実施時間 | 費用 負担額 | 賃金 |
|-----------|----------------|--------|------|------------------|--------|----|
| ビジネスマナー研修 | 雇入時 | OFF-JT | 弊社 | 1 時間 | 無償 | 有給 |
| 技術研修 | 派遣中 | OFF-JT | 弊社 | 8 時間 | 無償 | 有給 |

7. 労働者派遣法第 30 条第 4 項第 1 項 労使協定締結に関する事項

| | |
|------------------|-----------------|
| 労使協定を締結しているか否かの別 | 締結している |
| 労使協定対象派遣労働者の範囲 | プログラマー |
| 労使協定の有効期間の終期 | 2022 年 3 月 31 日 |

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。